お腹の赤ちゃんは「人」ではないのですか？

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求めます

胎児期に事故で重度の障害を負ったのに
なぜ「被害者」ではないのか？
懸命に生きる日七未ちゃんを救おう！

令和７年５月に愛知県で起きた交通事故により、妊婦さんの尊い命が失われ、緊急帝王切開で生まれた女児・日七未(ひなみ)ちゃんは、事故によって重い障害を負いました。

しかし、日七未ちゃんは事故時に胎児であったため、交通事故の「被害者」と認められませんでした。刑法上、胎児は人として扱われておらず、胎児の被害は「母体の一部への傷害」とみなされているためです。

ご家族は日七未ちゃんも被害者と認めてほしいと署名を行い、13 万 8000 筆もの賛同の声が後押しとなり、異例の訴因変更が行われ、胎児であった日七未ちゃんは事故により障害が残った事実が追記されました。しかし、依然として胎児は人ではないとする刑法の高い壁があり、日七未ちゃんに対する過失運転致傷罪の適用は見送られ、加害者は罪にも問われない現状です。

医学の進歩により、胎児の段階ですでに新しい命が始まっていることが証明されているにも係わらず、胎児が「人」として扱われないのはおかしいとの被害者の声が繰り返されるも放置されています。法理論が追い付いていない現状が指摘されており、すべての国民の生命を守る法体系への見直しが求められています。

法務省に対し、以下を要望し、胎児が交通事故等で被害を受けた場合の救済と法整備を早急に進めるよう要望します。

一つひとつの署名が、未来の小さな命と家族を守る力になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

1　**胎児期の受傷が出生後の死傷につながった場合、胎児期の受傷を「人の被害」として認めるよう要望します。**

2　**胎児期の受傷が出生後の死傷につながった場合、加害者に適切な刑事責任を問えるよう、自動車運転処罰法及び刑法の見直しを求めます。**

3　**胎児期の受傷により出生後に障害を負った子供とその家族が、必要な医療・福祉支援を受けられるよう、公的支援体制の拡充を求めます。**

※オンライン署名も実施しています。ご協力をお願いします　⇒

いのちの始まりを大切にする社会へ

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求めます。

●ご紹介者（ご賛同者をご紹介頂いたあなた様のお名前）

お名前		ご所属団体 又はご職業
ご住所	〒（　　―　　）	ＴＥＬ

●ご賛同者　※高校生以上が対象です。相手方のご賛同があれば代筆でも結構です。

	お 名 前	ご　住　所
①		〒（　　―　　）
②		〒（　　―　　）
③		〒（　　―　　）
④		〒（　　―　　）
⑤		〒（　　―　　）
⑥		〒（　　―　　）
⑦		〒（　　―　　）

ご協力ありがとうございました。　**ＦＡＸ０３－３５５６－５０７５**

この名簿をFAX・郵送・メールでご送付ください　■送付先メール：baby@lifeseimei.com

■送付先/〒１０２－００７６　東京都千代田区五番町２－１５－２０１　　生命尊重センター

◎頂いた個人情報は、この署名のみに使用し、第三者に開示することはありません。